

駅西便り

● ごあいさつ

皆様には、日頃より八戸駅西土地区画整理事業に対して格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、5月5日、八戸駅西口に東北最大級のトランポリンパークを核とした複合商業施設エルロン・ウエスト・ビレッジがオープンいたしました。スマート・スポーツシティのまちづくり計画が策定されている駅西地区の新たな顔となる施設が誕生し、八戸駅西口周辺に益々の賑わいをもたらしてくれています。

駅西区画整理事業所では、今年度も引き続き、工事における無事故と事業の早期完了に向けて着実に事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



エルロン・ウエスト・ビレッジ



オープニングセレモニーの様子

● 測量作業のお知らせ

今年度より、換地処分へ向けて事業区域内で測量作業を行います。

初年度である今年は、今後の作業の基礎となる測量用基準点を、工事が完了しているエリアに設置する作業を行います。

主に道路上で作業を行いますので、住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 事務所移転のお知らせ

駅西区画整理事業所では、事務所の移転を予定しております。

移転日は9月28日(土)を予定しており、新事務所では9月30日(月)より業務を行う予定ですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。



【新住所】

〒039-1101

八戸市大字尻内町字内田 18-4

サンシャイン八戸1F

(次ページ地図へ場所を記載)

● 令和6年度に整備する主な内容

- 都市計画道路3・4・25 八戸駅東西連絡線及び都市計画道路3・4・27 松森高田線を整備します。
- 区画道路等の整備や建物移転を進めます。



● 事業の進捗状況について

	全体計画	～R5	R6	R7～
事業費	280億円	248.5億円	13.1億円	18.4億円
事業費進捗率	—	約88.8%	約93.4% (R6末進捗率)	—
建物移転	646戸	602戸	20戸	24戸
建物移転進捗率	—	約93.2%	約96.3% (R6末進捗率)	—

● 仮換地の使用収益開始について

仮換地の使用収益開始日（仮換地が使える状態）については、原則、道路の整備が終わり、整地が済んだ時点で「仮換地の使用収益開始日の通知」でお知らせしています。

● 建物移転について

建物移転については、移転ができる**見通しがついた時点**で所有者の方に、交渉時期を事前にお知らせします。

前年度

● 移転補償交渉（概算額をお知らせし移転交渉します）

当年度

● 契約（補償金額を確定し契約します）

● 移転（契約時に補償金の5割未満、移転完了後残金を支払います）

● 境界杭の管理について

仮換地及び保留地の**引き渡しを受けた後、埋設された境界杭の管理は権利者が行うことになります**。隣地の権利者とトラブルにもなりますので、土留工事等で境界杭を動かした場合は権利者の責任で元の位置へ復元をお願いします。

● 保留地または付け保留地をお持ちの方へ

換地処分時における出来形確認の実施により、保留地または付け保留地の地積に増減があった場合は、八戸市と締結している売買契約の地積と価額について変更契約を取り交わし、その差額を清算することになります。

なお、当初の売買契約時の所有者と換地処分時の所有者が異なる場合は換地処分時の所有者と変更契約を取り交わします。

● 土地の所有権移転の際には、清算金にご注意ください

清算金の徴収・交付は、換地処分公告の日に、その土地を所有している人や借地等している人が対象となります。よって、**土地の売買等によって権利を移転**される場合には、清算金の取り扱いについて**売買契約書の特記事項として明記**するなど、**新たな所有者に引き継がれるよう**にお願いします。特に、小規模宅地対策として減歩をしないあるいは緩和された場合には、その分が清算金の対象となるので注意が必要です。

（換地処分時の時価で算出するため、具体的な金額は現時点では算出できませんが、小規模宅地対策として減歩とならず、清算金対象となっている面積は算出されています。）

清算金とは…換地として本来お渡しすべき面積（計算上の権利面積）と、実際に指定された換地の面積に差がある場合（工事の施工誤差などを含む）に、不均衡を是正するために金銭で清算するものです。土地区画整理法第94条に規定されています。

● 各種届出・証明書発行

- 権利者情報変動の届出
 - ・ **相続、売買、住所変更**など権利者情報に変動が生じた場合は、事業所へお知らせ下さい。
 - ・ この「駅西便り」が**転送されて届いた方**は事業所へお知らせください。
- 区域内に新築する際の手続き
 - ・ 区域内に新築する際は「**地区計画の届出**」と「**建築行為等の許可**」が必要となりますのでお問い合わせください。
- 仮換地指定通知書について
 - ・ 地権者の皆様には仮換地が定まった時点で、従前地と仮換地の位置と面積等を記した「仮換地指定通知書」を送付しておりますが、再発行することはできません。
 - ・ これに代わるものとして、「**仮換地位置証明書**」（1通300円）を発行いたしますので、金融機関提出等で必要な方は事業所にお問い合わせください。

● 緊急事態に備えて ～仮換地に移転してお住まいの方へ～

- 区画整理事業施行中は従前地と仮換地の**住所が混在**して分かりにくくなっています。
- 普段配達してもらっている郵便や宅配などは、お住まいの場所が分かっていますが、緊急事態に出動要請する**救急車や消防車**は、場所が正確に特定できないと直ぐに到着できない事態が生じることが予想されます。
- このため普段使っている住所のほかに、**街区番号(ブロック)**を覚えておくことをお勧めします。
- 街区番号は「**仮換地指定通知書**」の仮換地の欄に記載されています。
- また、近くの**目標となる建物**などを出動要請の際に伝えることもお勧めします。
- **消防本部**には街区番号が分かる図面を備えてもらっています。
- しかし、全ての住宅を把握しているわけではありませんので、**誘導人が出て合図する**ようにしてください。



八戸都市計画事業
八戸駅西土地区画整理事業

八戸市HP

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

八戸駅西區画

検索

ご不明な点はいつでもお問い合わせください
【お問合せ先】

〒039-1101

八戸市大字尻内町字鴨ヶ池20-5

八戸市都市整備部 駅西區画整理事業所

電話：0178-70-7555

FAX：0178-70-7557